

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和4年9月 28 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200039 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200035 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 11 月 1 日から令和 3 年 8 月 1 日まで

私は、平成 26 年 11 月 1 日に毎月 50 万円の給与の支払を受ける約束で A 社の正社員となつたが、厚生年金保険の記録では、請求期間に係る標準報酬月額が、同社から支払われるはずだった給与に比べて低額で記録されている。

調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 26 年 11 月 1 日から令和 2 年 1 月 1 日までの期間について、本件訂正請求日（令和 4 年 2 月 8 日）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であり、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を適用し、記録訂正が認められるか否かを判断することとなる。

請求者は、上記期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されているとして訂正請求を行っている。

しかしながら、上記期間のうち、平成 26 年 11 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日までの期間について、事業主は、当該期間に係る賃金台帳等の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、平成 29 年 4 月 1 日から令和 2 年 1 月 1 日までの期間について、事業主から提出された請求者に係る給料台帳（以下「給料台帳」という。）により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（15 万円）は、オンライン記録における当該期間に係る標準報酬月額と一致している。

このほか、請求者の請求期間のうち、平成 26 年 11 月 1 日から令和 2 年 1 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、平成26年11月1日から令和2年1月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間のうち、令和2年1月1日から令和3年8月1日までの期間について、本件訂正請求日（令和4年2月8日）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、厚生年金保険法を適用し、記録訂正が認められるか否かを判断することとなる。

給料台帳により確認できる令和2年1月1日から令和3年8月1日までの期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額に基づく標準報酬月額（15万円）は、オンライン記録における当該期間に係る標準報酬月額と一致している。

したがって、請求期間のうち、令和2年1月1日から令和3年8月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。